

お宅の浄化槽は大丈夫!?

10月1日は「浄化槽の日」です

環境課環境保全係

TEL 25-1147



「合併処理浄化槽」は、微生物の働きを利用して、台所・洗濯・風呂などから出た生活排水をきれいにする装置です。それに対して「単独処理浄化槽」は、トイレの水だけを浄化する装置で、新たに設置することが禁止されています。

水環境をきれいにするために合併処理浄化槽への転換をお願いします

「合併処理浄化槽」は「単独処理浄化槽」に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができ、川や海をきれいにするため、「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」を設置されている場合は、「合併処理浄化槽」への転換をお願いします。

合併処理浄化槽への転換に対する補助金があります

市では、「単独処理浄化槽」または「くみ取り便槽」から「合併処理浄化槽」への転換

に対し、補助金を交付します（新築・建替は対象外）。補助条件などくわしくは、市ホームページを確認するか、環境課へ問い合わせてください。



市ホームページ

区分	内容	回数	市内業者 ※掲載希望事業者のみ表示
保守点検	浄化槽の機能を良好な状態で維持するために、機器類の調整や、消毒剤の補充などを行います。	年3～4回	(株)鳥羽産業 TEL 25-2807 (有)鳥羽メンテック TEL 26-2572 マル井興業(株) TEL 26-5402
清掃	浄化槽の機能を充分发挥させるために、槽内にたまった汚泥などの引き抜きおよび機器類の洗浄などを行います。	年に1回 全ばっ気方式は6か月に1回以上	(株)鳥羽産業 TEL 25-2807

区分	説明	回数	検査機関
法定検査	定期検査 (11条検査)	年1回	一般財団法人三重県水質検査センター TEL 059-213-0707
	設置後の水質検査 (7条検査)	使い始めて3か月を経過した日から5か月以内	

浄化槽が適正に稼働するためには、維持管理を行うことが大切であり、保守点検・清掃・法定検査を定期的に実施することは法律で義務づけられています。

法定検査は浄化槽の「年に1回の健康診断」で、保守点検や清掃が適正に行われているかも含めて行われるものです。

すべての浄化槽(休止届提出済を除く)が、保守点検・清掃・法定検査の対象となっており、まずの注意してください。

浄化槽の維持管理はできていますか?

10月は「食品ロス」削減月間です!

環境課資源リサイクル係 TEL 25-1149

10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」です。

●食品ロスとは?

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。国内での食品ロス量は、年間約461万トンと推計(令和6年度)されており、日本の人口1人当たり毎日おにぎり1個(約102g)を捨てている計算になります。

大切な食べ物を無駄なく食べきり、環境や家計にも優しくしましょう。



●家庭でできる食品ロス削減のコツ

買い物では

- ・買い物前に冷蔵庫や食品庫にある食材をチェックする。
- ・必要な分だけ買って、食べきる。

食品の保存では

- ・食品に記載されている保存方法に従って保存する。
- ・野菜は、冷凍、乾燥など下処理し、ストックする。

調理するときは

- ・体調や健康などを配慮し、食べ切れる量を作る。
- ・作りすぎて残った料理は、リメイクレシピなどで食べきる。
- ・そのほか、食品ロス削減の取り組みについては、市ホームページを確認してください。



市ホームページ